

公立大学法人和歌山県立医科大学研究費に係る不正な取引の防止に関する措置要領

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第1条 この要領は、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）が発注する研究費を財源とした役務の提供等及び物品の購入等の適正な執行を確保するため、研究費に係る不正な取引に関与した者を法人が締結する契約の相手方から排除する措置について必要な事項を定め、もって、研究活動の健全な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究費 国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (2) 入札等 一般競争入札及び指名競争入札並びに役務の提供等の契約に係る簡易公開調達及び物品調達に係る簡易公開入札をいう。
- (3) 有資格業者 公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程（平成18年4月1日和医大規程第22号）第5条第1項及び第2項並びに同規程第24条に基づき、入札等に参加する資格を有する者をいう。

(措置の対象となる者及び要件)

第3条 この要領に定める措置の対象となる者は、研究費に係る不正な取引に関与したと認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者とし、要件については公立大学法人和歌山県立医科大学役務の提供等に係る入札参加資格停止要領を準用する。

(入札等に関する措置)

第4条 法人は、前条に掲げる者を法人が執行する入札等から排除することとし、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 役務の提供等の契約に係る有資格業者に対する措置 公立大学法人和歌山県立医科大学役務の提供等に係る入札参加資格停止要領を適用する。
- (2) 物品の購入等の契約に係る有資格業者に対する措置 公立大学法人和歌山県立医科大学物品の購入等に係る入札参加資格停止要領を適用する。
- (3) 前2号に掲げる者以外の者 公立大学法人和歌山県立医科大学役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領を準用し、期間を定めて入札に参加する資格を認めない。

(随意契約に関する措置)

第5条 法人は、前条の措置の対象となった者とその措置期間中は随意契約を締結しないものとする。ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ理事長が認めたときはこの限りではない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。